

さいたま市省エネ家電買換え促進キャンペーン 申請者向け規約

本規約は、さいたま市（以下「市」という。）が「さいたま市省エネ家電買換え促進キャンペーン」（以下「本キャンペーン」という。）を実施するに際し、第1条第8号に定める申請者が遵守すべき利用要件を定めるものである。本キャンペーンに係る還元申請を行う申請者は、本規約に同意したものとしてみなす。

（用語の定義）

第1条 本規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 受託事業者 本キャンペーンを運営する業務について、市の委託を受けた事業者のことをいう。
- (2) 受託事業者等 受託事業者及び同社の再委託先をいう。
- (3) 事務局 本キャンペーンの運営を目的として受託事業者等が設置する事務局をいう。
- (4) キャッシュレスポイント等 本キャンペーンにおいて申請者が還元を受けることができるキャッシュレスポイント又は商品券をいう。
- (5) 商品券 本キャンペーンにおいて申請者が還元を受けることができる商品券及び汎用型プリペイドカードをいう。
- (6) 登録店舗 さいたま市内に所在する実店舗であって、本キャンペーンにおける登録店舗となることを申請し、事務局が承認した家電小売店舗等をいう。なお、インターネット店舗等の実在しない店舗での購入は対象外とする。
- (7) 申請チケット 本キャンペーンにおいて還元申請を行う際に必要となるチケットをいう。
- (8) 申請者 還元申請時においてさいたま市内に住民登録をされている個人のことをいう。
- (9) 対象製品 本キャンペーンにおいて還元申請の対象となる省エネ型製品のことをいい、具体的には第3条に定めるとおりとする。
- (10) 還元申請 申請者が事務局に対し、第5条に定める方法により、キャッシュレスポイント等の還元を受けるための申請のことをいう。

（本キャンペーンの概要）

第2条 本キャンペーンは、申請者が、購入対象期間中に、登録店舗において対象製品を購入するとともに、当該対象製品を申請者が、さいたま市内の自宅に設置し、還元申請期間中に還元申請を行った場合に、キャッシュレスポイント等を受け取ることができる。

2 本キャンペーンの実施期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 購入対象期間（登録店舗で対象製品を購入した場合に、申請チケットを受け取ること

のできる期間)

令和6年3月22日(金)から令和6年9月30日(月)まで

(2) 還元申請期間

令和6年3月22日(金)から令和6年9月30日(月)まで

あくまでも還元申請期間であり、リサイクル券や関係書類の準備を行った上での申請期間となる。例えば、冷蔵庫など申請期間間際での対象家電の購入については、配送やリサイクル券の到着が、申請期間を超えてしまう可能性があることから留意すること。

(3) キャッシュレスポイント等交付期間

還元申請受付後1か月を目途にキャッシュレスポイント等の交付を開始し、キャッシュレスポイントへの還元期限は、第5条2項5号に定めるものとする。

- 3 前項に掲げる期間は、還元累計額が市の予算上限に達した場合等において期間の変更を行う場合がある。

(本キャンペーンの対象製品、還元額及び申請上限)

第3条 本キャンペーンにおける対象製品は、エアコン、冷蔵庫、テレビ、LED照明器具のうち、資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト (<https://seihinjyoho.go.jp/>) に掲載があるもので、下表に定める基準を満たすものとする。

製品	省エネ性能 (多段階評価点)
エアコン	★3以上
冷蔵庫	★3以上
テレビ	★3以上
LED照明器具 ※シーリングライトやペンダントライト等が対象。 ※LED電球は対象外。	★4以上

- 2 本キャンペーンの対象製品は、新品商品への買換えに限るものとし、「省エネ型製品情報サイト」に掲載がないものは対象とならない。ただし、「省エネ型製品情報サイト」掲載機種の色違いは対象製品に含むものとする。対象製品の詳細は、本キャンペーンに関するインターネット上の特設サイト (以下、「特設サイト」という。) の「対象製品一覧」で参照すること。
- 3 本キャンペーンにおける還元額は、対象製品の本体購入価格 (税抜) の1/2(1,000円未満切捨て)、上限額は1台当たり7万円とする。
- 4 購入時、クレジットカードやポイントカード等に付与されるポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を本体購入価格(税抜) から減算し、その残額を本体購入価格として取り扱う。

- 5 次に掲げる事項は、本キャンペーンに係る支援の対象外とする。
- (1) 買換えではない製品を新規に購入した費用
 - (2) 対象製品に係る取付費、撤去費、配送費用
 - (3) 本キャンペーンと重複する国又は他の地方公共団体の補助金と併用すること
(補助を受けた又は受ける見込みの対象製品の購入費用)
- 6 本キャンペーンにおける申請台数の上限は、エアコン、冷蔵庫及びテレビは申請者1名につき各1台、LED照明器具については申請者1名につき2台までとする。なお、対象製品ごとの申請時期が異なることは妨げない。

(キャッシュレスポイント等の種類)

第4条 本キャンペーンにおいて還元を受けることのできるキャッシュレスポイント等の種類は、次に掲げるものとする。なお、キャッシュレスポイント等の内容及び使用条件等は、その発行者が定める利用規約等に従うこと。

- (1) キャッシュレスポイント
PayPay ポイント、WAON ポイント ID、Ponta ポイント、d ポイント、Visa e ギフト、nanaco ギフト、Edy ギフト ID
- (2) 商品券
JCB ギフトカード、バニラ Visa ギフトカード

(還元申請手続き)

第5条 申請者は、本規約の内容を十分に理解し、同意した上で本キャンペーンに係る還元申請を行うものとする。

- 2 本キャンペーンに係る還元申請手続きは、次の手順により行うものとする。
- (1) 購入対象期間中に登録店舗において対象製品を購入し、当該店舗から申請チケットを受領する。
 - (2) 申請者は、申請チケットに記載される二次元コード等から特設サイト内にある申請フォームにアクセスする方法(以下、電子申請という)又は所定の方法により申請書を事務局宛てに郵送する方法によって申請を行う(以下、郵送申請という。)。なお、申請に際し、申請フォーム又は申請書に記載が必要な項目の入力(記入)と証拠書類のアップロード(添付)が必要となり、記載が必要な項目と証拠書類は次のとおりとする。
 - ① 記載が必要な項目
 - ア 申請者情報 氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス(電子申請のみ)
 - イ 対象製品情報 購入日、購入店舗、購入品目、メーカー、製品名、製品型番、対象製品の本体価額(税抜)、ポイント還元額(購入時にポイントが還元された場合のみ)、補助対象額
 - ウ 申請者向けアンケートへの回答

② 証拠書類

ア レシート又は領収書、メーカー保証書等の対象製品を購入対象期間内に購入したことが分かる書類

イ 製品を配送した場合、商品配送伝票(控)等の商品を申請者の住民登録上の住所へ配送したことが分かる書類

ウ 家電リサイクル券(排出者控)の写し

エ LED 照明器具の場合は、設置前後の写真等、自宅に製品の設置を完了したことが分かる書類

オ 本人確認書類

免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面等の住所が確認できるものとし、通知カードは本人確認書類として利用不可とする)、

カ 申請チケット(郵送申請の場合のみ)

(3) キャッシュレスポイントの還元金額等については、次のとおり取扱う。

- ① PayPay ポイント、WAON ポイント ID、Ponta ポイント、d ポイント、Visa e ギフトは 7 万円までの全ての還元金額に対応する。
- ② nanaco ギフトは 5 万円までの還元金額に対応する。(5 万円を超える還元金額には対応しないものとする)
- ③ Edy ギフト ID は 2 万円までの還元金額に対応する。(2 万円を超える還元金額には対応しないものとする)
- ④ ②及び③は、保有ポイントに上限(②は 5 万円・③は 2 万 5 千円)があるため、保有ポイントと還元ポイントの合計が保有ポイントの上限を超える場合の受取操作については、各キャッシュレスポイントのサービス会社の定める方法で行い、市及び受託事業者等は、本理由によるキャッシュレスポイントに係る損失の補償について、いかなる責任も負わない。

(4) 事務局は、前項による申請を受け付けた場合、申請内容を審査し、当該申請が還元の要件等を充足すると認められる場合は、申請者に対して還元を行うものとする。なお、事務局は、申請内容の審査の過程において、電話等の方法により申請者に対して問い合わせを行う場合がある。

(5) 還元方法について、電子申請を行う場合は、キャッシュレスポイントによる還元とする。郵送申請を行う場合は、商品券による還元とする。

① キャッシュレスポイントを選択した場合

ア 申請者に対し、キャッシュレスポイントの受取に必要な URL を送付する。

イ 申請者は、当該 URL よりアクセスできるインターネットサイト上において、ポイント還元の手続きを行う。

ウ キャッシュレスポイントの還元期限は、その発行された期日にかかわらず令和 6 年 10 月 20 日(日)とし、還元期限が経過した時点において未交換のポイント

がある場合、当該未交換ポイントは、還元期限の最終日の翌日から順次、自動的にインコム・ジャパン株式会社が発行する「Visa e ギフト」への交換とする。(なお、市及び受託事業者等は、失効したキャッシュレスポイントの補償、その他のキャッシュレスポイントに係る一切の権利の補償について、いかなる責任も負わない。)

② 商品券を選択した場合

- ア 申請者に対し、商品券を申請書記載の申請者の住所地に宛てて簡易書留により送付するものとする。
 - イ 送付された商品券を受領できなかった場合、申請者は速やかに受領するための手続き等を自らの責任において行うものとし、最終的に事務局に商品券が返送された場合、申請者は商品券受取りの権利を喪失することがある。なお、この場合に市及び受託事業者等は商品券に係る権利を補償するいかなる責任も負わないものとする。
 - ウ 還元申請額が1,000円未満の場合、商品券の還元は行わない。なお、還元申請額が1,000円以上の場合、株式会社JCBが発行する「JCBギフトカード」又はインコム・ジャパン株式会社が発行する「バニラ Visa ギフトカード」にて1,000円単位で還元する。
- 3 申請者は、前項の申請手続きを行った場合、やむを得ない理由がない限り、当該申請の取下げ及び申請に係る情報の変更等を行うことはできないものとする。やむを得ない理由により、申請の取下げ又は申請に係る情報の変更等を行う必要がある場合、申請者は特設サイトに定めがある本キャンペーンに係るコールセンターに連絡の上、必要な手続きを取るものとする。
- 4 申請者が申請書を郵送する際、又は商品券が申請者に郵送される際等に生じる、あらゆる送付物の遅延、紛失、損害などの全ての事故について、市又は事務局に故意又は重過失がある場合を除き、市及び受託事業者等は一切の責任を負わない。
- 5 還元申請に係るその他の留意事項は、次のとおりとする。
- (1) 申請者は、原則としてオンラインで申請を行うものとする。
 - (2) やむを得ない事情により、オンラインによる申請ができない場合、各区役所の情報公開コーナー等に配架する郵送申請書類や特設サイトからの申請様式をダウンロードし、郵送申請を行うものとする。
 - (3) 申請に係る通信料及び郵送料は、申請者の負担とする。
 - (4) 還元申請受付日において、当該受付日の前日までの還元累計額に当該受付日の還元申請額を加えたものが市の予算上限を上回る場合、当該受付日に受け付けられた申請者の中から抽選により、受理する対象者を決定する。
- 6 申請者は、申請に必要な書類以外をアップロード又は郵送にて送付してはならないものとする。申請者が、万が一、申請に必要な書類以外をアップロード又は郵送にて送付

した場合、事務局は当該情報を速やかに復元不可能な手段で削除又は廃棄する。ただし、アップロード又は郵送に伴い申請者に生じた損害について、市又は受託事業者等の故意又は重過失によるものである場合を除き、市又は受託事業者等は一切の責任を負わないものとする。

(還元申請の受付不可)

第6条 次の各号に掲げる場合には、申請者から還元申請があっても、還元申請の受付ができないものとする。

- (1) 第15条第1項第3号、第4号、第5号、第6号又は8号の規定もしくははその他市又は受託事業者等の責めに帰さない事由により特設サイトにおける申請者からの申請受付を停止している場合
 - (2) 本キャンペーンに係る還元累計額が、市の予算上限に達した日の翌日以降に還元申請を行った場合
 - (3) 還元申請に必要な情報が不足している場合
 - (4) その他、本キャンペーンの趣旨目的に反すると合理的に認められる申請の場合
- 2 前項により申請者の申請を受け付けることができなかったことにより損害が生じた場合でも、市又は受託事業者等の故意又は重大な過失があった場合を除き、市及び受託事業者等は一切の責任を負わない。

(還元不可)

第7条 次の各号に掲げる場合には、申請者から還元申請があっても、申請者に対して還元を行わない。

- (1) 前条第1項各号に定める還元申請の受付ができない場合に該当する場合
 - (2) 本キャンペーンの要件を満たさないと判断される場合
 - (3) 還元申請に当たり、虚偽の内容の入力又は記載、申請チケットの不正使用が認められた場合。なお、登録店舗が誤って申請チケットを交付した場合は、登録店舗と申請者の間において対応するものとし、市及び受託事業者等は一切の責任を負わない。
 - (4) 第5条に基づく還元申請があった日以降に、本キャンペーンに係る還元申請累計額が市の予算上限に達し、抽選が行われた結果、還元の対象とならなかった場合
 - (5) 第5条に基づく還元申請に係る対象製品が返品された場合（売買契約が解除された場合又は売買契約が無効もしくは取り消された場合など。）
 - (6) その他本規約に違反もしくは本キャンペーンの趣旨目的に反することが判明又はその疑いがあると市又は事務局が判断した場合
- 2 前項により申請者に対して還元を行わない場合であっても、これにより生じた損害について、市又は受託事業者等の責めに帰すべき事由がある場合を除き、市及び受託事業者等は一切の責任を負わない。

- 3 市又は事務局が申請者からの還元申請が不相当と判断し、還元を行わないと判断した場合であっても、市又は事務局はその理由について開示する義務を負わないものとする。

(禁止条項)

第8条 申請者による次の各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) 申請チケットを第三者に譲渡（有償、無償を問わない。）又は利用させること
- (2) 本キャンペーンに係る還元を受けた後、当該還元に係る対象製品を未使用の状態で第三者に転売、譲渡等すること
- (3) 第3条第1項、第6条及び第7条の規定に照らし、還元申請を行うことができないものであることを知って還元申請を行うこと
- (4) 市、事務局又は第三者の財産、及びプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為をすること
- (5) 市、事務局又は第三者の著作権その他の権利もしくは法律上保護される利益を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為をすること
- (6) 市、事務局又は第三者を誹謗中傷し、もしくは名誉もしくは信用を傷つける行為をすること
- (7) 前各号に定めるほか、本規約の各規定に違反する行為を行うこと

(還元の取消・訂正・返還義務)

第9条 事務局は、次の場合に還元を取り消すことができることとする。

- (1) 還元に係る申請が第6条、第7条、第8条又は第11条の規定のいずれかに該当することが事後的に判明した場合
 - (2) 第10条に定める調査の結果、申請者が本規約に違反した還元申請を行った事実が判明した場合、もしくは、申請者が第10条に定める調査を拒んだ場合
 - (3) 申請者に対して還元が行われた後に、当該還元に係る対象製品が返品された場合
 - (4) 本キャンペーンの趣旨・目的に照らし還元を取り消す必要があると合理的に認められる場合
 - (5) 前各号に定めるほか、申請者がその他本規約に違反する行為その他の不正行為を行った場合又はその疑いがあると判断した場合
- 2 事務局は、申請者、登録店舗又は事務局のいずれの責めによる場合でも、還元申請に係る対象製品に対応する還元額と、実際に還元されたキャッシュレスポイント等との間に齟齬のある場合は、適正な額に訂正する権利を有する。
 - 3 還元の決定が取消し又は訂正された場合、申請者は、キャッシュレスポイント等の金額に相当する額を事務局に対して返還する義務を負うこととする。

(調査)

第10条 市又は事務局は、申請者が本規約に違反している場合、又は、本規約に違反することが疑われる場合にあっては、対象製品の設置状況等に関する調査（電話による問い合わせや追加書類の提出依頼、対象製品が設置された住宅への立入りを含めた現地確認の調査等）を行うことがある。その場合において、申請者は、市又は事務局の調査の実施に協力しなければならないものとする。

(誓約事項)

第11条 申請者は、還元申請に当たり次の各号に掲げる事項について誓約するものとする。

- (1) 虚偽の内容を入力又は記載しないこと
- (2) 必要となる証拠書類について、キャッシュレスポイント等の還元が完了するまで保管すること。また、不正に作製、複製、改ざんを行わないこと
- (3) 家電リサイクル法等、本キャンペーンの実施に関連する法令等を遵守すること
- (4) 申請者は、さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）に規定する暴力団員もしくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- (5) その他本規約に記載される事項を遵守すること

(申請者の責任)

第12条 申請者は、申請者自身の判断と責任において本キャンペーンへ参加（対象製品の選定・購入、還元申請、キャッシュレスポイント等の受領など、本キャンペーンに係る行為の一切をいう。）するものとし、本キャンペーンへの参加に係る一切の行為及びその結果について、市、事務局又は登録店舗の故意又は重過失によるものを除き、一切の責任を負うものとする。

(事業の内容変更・終了)

第13条 本キャンペーンは、第2条第2項の規定によらず終了又は中止すること及び、内容を変更する場合があることを申請者はあらかじめ承認するものとする。なお、これらの場合、市又は事務局は、本キャンペーンが終了、中止又は内容変更される旨を市公式ホームページ及び特設サイトへ掲載し、その他の市が適当と判断する方法により告知するものとする。

- 2 前項の終了、中止又は内容変更により生じた損害について、市又は受託事業者等の故意又は重過失によるものでない限り、市及び受託事業者等は一切の責任を負わない。

(規約の変更)

第14条 市及び受託事業者等は、本キャンペーンの対象期間中、必要に応じて、本キャンペーンの内容及び本規約の内容を変更できるものとする。なお、本規約の内容を変更し

た場合、受託事業者等は、変更後の利用規約を特設サイトに掲載するものとする。

2 前項の変更により生じた損害について、市及び受託事業者等は一切の責任を負わない。

(免責)

第 15 条 申請者が本キャンペーンへ参加及び還元申請を行うに当たり、次の各号に定める事由のいずれかに起因して申請者に損害が生じたとしても、当該損害が市又は受託事業者等の故意又は重大な過失によるものでない限り、市及び受託事業者等は一切の責任を負わない。

- (1) 申請者が本規約に定める事項を遵守しないこと
- (2) 申請者が事務局へ申請した情報の不備
- (3) 天災地変（火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災）その他の不可抗力（運輸障害、戦争・暴動・労働争議、市又は受託事業者等の責に帰さざる事由による通信回線の障害、サーバダウンその他システムダウン等を含む）
- (4) 通信回線の混雑（プロバイダー等に起因する混雑を含む）
- (5) システム環境の変化による事務局が運営する特設サイトの障害
- (6) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない事象によって、事務局が運営する特設サイトへの第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受をされた場合の本サービスの停止又は遅延等
- (7) 申請者の通信・プロバイダー等に係る利用環境等による通信障害
- (8) 定期又は不定期のメンテナンス（プログラム更新など）に伴う特設サイトの一時停止等
- (9) 本キャンペーンの参加又は還元申請に伴い、申請者と登録店舗間、又は申請者と第三者間の一切の紛争
- (10) その他市又は受託事業者等の責に帰すべからざる事由

(通知)

第 16 条 本キャンペーンに関する市又は事務局から申請者への通知は、市又は事務局が適当と判断する方法により行う。

2 前項の通知が不着であったことにより生じた損害について、市又は事務局に故意又は重過失がある場合を除き、市及び受託事業者等は一切の責任を負わない。

(告知内容の改定)

第 17 条 特設サイトに掲載される最新の内容は、当該内容掲載時点より前に発出された全ての告知内容に優先する。最新の本規約の内容及び告知内容等と相違する従来の告知及び印刷物等に記載された内容は、特設サイトに掲載される最新の内容に改定されたものとする。

(個人情報保護)

- 第18条** 申請者は、本キャンペーンに係る還元申請手続きに必要な個人情報(住所、氏名、電話番号等)を事務局に提供することに同意する。
- 2 事務局は、本キャンペーンを通じて取得した個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」に基づく情報の取扱いに準拠した手続きにより、データベースへの不正アクセス、個人情報の紛失及び漏洩等を防止するための措置を行うことにより、情報を適切に取扱う。
 - 3 事務局は、本キャンペーンを通じて取得した個人情報を本キャンペーンの遂行に必要な範囲内で利用するものとし、申請者はこれに同意するものとする。
 - 4 申請者が購入した対象製品を返品する場合は、登録店舗から事務局に対し、返品に係る情報とともに、第1項の個人情報の提供を受けることがある。
 - 5 事務局は、本キャンペーンの運営に係る業務の一部を受託事業者等以外の事業者に再委託することがある。この場合において事務局は、第1項の個人情報を当該再委託先に提供することがある。当該再委託事業者は、提供を受けた個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」に基づく情報の取扱いに準拠した手続きにより、データベースへの不正アクセス、個人情報の紛失及び漏洩等を防止するための措置を行うことにより、情報を適切に取扱う。
 - 6 市又は事務局は、本キャンペーンを通じて取得した情報について、個人を特定できないように加工した上で、アンケート回答内容と併せて分析を行い公表することがある。
 - 7 事務局は、本キャンペーン終了後、未受領の商品券の引継ぎ業務のために、当該未受領の商品券に係る第1項の個人情報を市に提供することとし、申請者はこれに同意するものとする。

(分離可能性)

- 第19条** 本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断とされた場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有するものとする。市、事務局及び申請者は、当該無効もしくは執行不能とされた条項又はその一部の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに修正された本規約に拘束されることに同意するものとする。
- 2 本規約のいずれかの条項又はその一部が、ある申請者との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の申請者との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとする。

(準拠法)

第20条

本規約に関する準拠法は、日本法とする。

(専属的合意管轄裁判所)

第 21 条

本規約に定める事項につき紛争が生じた場合には、さいたま地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

【本規約の制定日】

2024年3月21日